第五十九条第１項第11号中「同規則補足第16改訂版」を「同規則補足第17改訂版」に、「協定規則第50号補足第16改訂版」を「協定規則第50号補足第17改訂版」に、「6.5.1.」を「6.4.1.及び6.5.1.」に、「6.5.3.」を「6.4.3.及び6.5.3.」に改め、同条第11項中「同規則第６改訂版補足第５改訂版」を「同規則第６改訂版補足第６改訂版」に改める。

第六十一条第11項、第六十一条の11第11項及び第六十一条の11第11項中「同規則第６改訂版補足第５改訂版」を「同規則第６改訂版補足第６改訂版」に改める。

第六十九条第四項第１号中「タイヤに加わる荷重」を「空気入ゴムタイヤに加わる荷重」に、「タイヤの負荷能力」を「空気入ゴムタイヤの負荷能力」に改め、同項第11号中「タイヤの接地部」を「空気入ゴムタイヤの接地部」に改め、同項第四号中「タイヤの空気圧」を「空気入ゴムタイヤの空気圧」に改める。

第九十三条第11項第１号中「同規則第11改訂版補足第12改訂版」を「同規則第11改訂版補足第13改訂版」に改め、同条第四項中「同規則第３改訂版補足改訂版」を「同規則第３改訂版補足第２改訂版」に、「附則３の9.」を「附則３の規則9.」に改め、同条第六項中「同規則第11改訂版補足第12改訂版」を「同規則第11改訂版補足第13改訂版」に改める。

第九十三条の11第11項及び第九十四条第11項第１号中「同規則第11改訂版補足第12改訂版」を「同規則第11改訂版補足第13改訂版」に改める。

第九十六条第１項第11号中「自動車」を「自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）」に、「に定める基準に適合すること」を「3.に定める方法により試験を行った結果、同別添4.の基準に適合するものであること」に改める。

第九十八条第１項第１号を次のように改める。

一　ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ　容器検査を受けたことのないガス容器　次のいずれかに該当すること

(1)　容器保安規則第７条及び第17条に規定する構造及び機能を有するもの

(2)　刻印等が当該容器になされているもの

(3)　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、容器則細目告示第１条第２項第３号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

ロ　容器再検査を受けたことのあるガス容器　次のいずれかに該当すること

(1)　容器保安規則第26条及び第29条に規定する構造及び機能を有するもの

(2)　高圧ガス保安法第49条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの

(3)　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、容器則細目告示第32条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

第九十八条第11項第１号を次のように改める。

一　ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ　容器再検査を受けたことのないガス容器　次のいずれかに該当すること

(1)　容器保安規則第７条及び第17条に規定する構造及び機能を有するもの

(2)　刻印等が当該容器になされているもの

(3)　容器則細目告示第１条第２項第３号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

ロ　容器再検査を受けたことのあるガス容器　次のいずれかに該当すること

(1)　容器保安規則第26条及び第29条に規定する構造及び機能を有するもの

(2)　高圧ガス保安法第49条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの

(3)　容器則細目告示第32条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

第百十七条第１項中「窓ガラスの安全ガラス等」を「窓ガラス」に、「自動車（最高速度40㎞／ｈ未満の自動車を除く。）」を「自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度40㎞／ｈ未満の自動車を除く。）」に、「自動車（被牽引自動車を除く）」を「自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）」に、「同規則改訂版補足第３改訂版の規則1.(i)及び(ii)、6.から8.まで並びに附則21」を「同規則改訂版補足第４改訂版の規則6.から8.まで及び附則24」に改め、「に定める基準」の下に「(同規則改訂版補足第４改訂版の規則1.(i)及び(ii)に係る窓ガラスを除く。)」を加え、「ただし書き」を「ただし書」に改め、同条第四項第11号ろ(2)中「試験領域Ⅰ（）」を「試験領域Ⅰ」に改める。

第百十八条第１項中「同規則第４改訂版補足改訂版」を「同規則第４改訂版補足第２改訂版」に改める。

第百11十条第１項中「同規則改訂版補足第６改訂版」を「同規則改訂版補足第７改訂版」に改め、同条第九項中「同規則改訂版補足第６改訂版」を「同規則改訂版補足第７改訂版」に、「協定規則第123号改訂版補足第６改訂版」を「協定規則第123号改訂版補足第７改訂版の規則」に改める。

第百11十11条第１項第11号中「45°の平面」の下に「(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の左右それぞれに備えるものについては、内側方向20°の平面)」を加える。

第百11十四条第11項第１号中「同規則第11改訂版補足第12改訂版」を「同規則第11改訂版補足第13改訂版」に改める。

第百11十六条第11項第五号を次のように改める。

五　大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車の後面に備える後退灯の照明部は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

また、自動車の側面に備える後退灯の基準軸は、車両中心線を含む鉛直面に対して外側15°以内の傾斜で側方に水平又は下方に向けるものとする。

イ　後退灯を１個備える場合　後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方５°の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向45°の平面及び後退灯の外側方向45°の平面

ロ　後退灯を２個以上備える場合　車両中心面に対して対称な位置に取り付けられているものについては、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方５°の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向30°の平面及び後退灯の外側方向45°の平面

第百11十六条第11項第六号中「後退灯」の下に「(後面が左右対称でない自動車に備えるものを除く。)」を加え、「第128条第３項第５号の基準に準じた」を「後面に２個以上の後退灯が取り付けられている場合において、少なくとも２個が車両中心面に対して対称な位置に取り付けられた」に改める。

第百11十七条第１項第１号の第一表ロ中「第９号」の下に「及び第10号」を加え、同表に次のように加える。

二　第４項第10号の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		３Ｗ以上 30Ｗ以下	10㎠以上 （※１）

第百11十七条第１項第１号の第２表ロ中「第９号」の下に「及び第10号」を加え、同表に次のように加える。

二　第４項第10号の規定により自動車の両側面に備える方向指示器		３Ｗ以上	10㎠以上 （※１）

第百11十七条第11項第11号の表ろ中「第４項第九号」を「第４項第９号」に改め、「除く。）」の下に「及び同項第10号に規定する方向指示器」を加え、同表11中「第４項第九号」を「第４項第９号及び第10号」に改める。